

海外人材 News Pick Up

Vol.4 (2023.9.19号)

特定技能の介護職に「訪問介護」の業務が解禁へ？厚労省が検討開始

特定技能の介護職に「訪問介護」の業務を解禁する方向で厚生労働省が本格的に検討を始めたと報道が出ています。**早くも今年中に方向性を示す**とのこと。焦点は、解禁条件。訪問介護は利用者と1対1で向き合う場面が主になるため、**一番の懸念点は日本語コミュニケーション能力**といわれており、そういった点で訪問介護の業務に就ける要件がポイントになりそうです。

訪問介護の解禁の他にも、外国人介護職員を受け入れ可能な施設の要件の緩和、人員配置基準にプラスになるような制度見直しなども検討されているとの報道もあります。



(TBS NEWS DIG 2023.7.24)

▶ <https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/621562?display=1>

(日本経済新聞 2023.7.25)

▶ <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO73017010U3A720C2EA2000/>

(読売新聞 2023.5.10)

▶ <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20230510-OYT1T50124/2/>

特定技能ビザの外国人 | 人数統計(令和5年6月末)を入管が公表

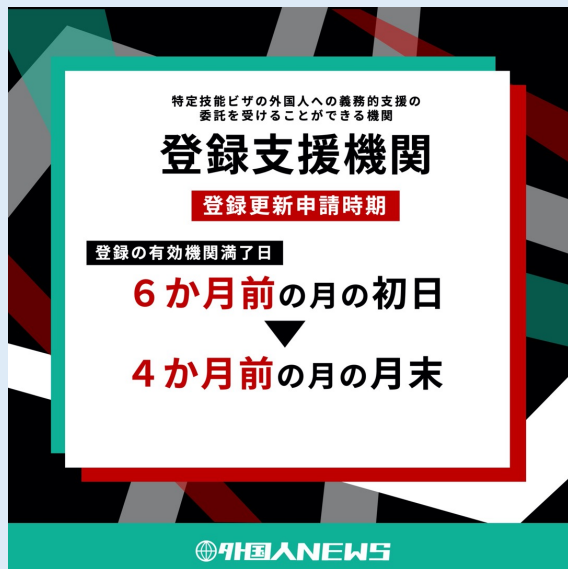
現在、特定技能の在留資格を持って日本で働いている外国人は何人いるのか？出入国在留管理庁が9月1日に令和5年6月末時点における統計を公表しました。

前回の統計(令和4年12月末)からは約4万人ほど増加して約17万3千人にも総数が上りました。伸びが顕著なポイントは以下の3点です。

- ・業種別) 外食業が占める比率が増加：前回3.9%→5.1%
- ・国籍別) インドネシア人が占める比率が増加：前回12.5%→14.6%
- ・愛知県と大阪府が総数1万人超え。(ちなみに東京都はまだ約8千人) 名阪で受け入れが盛ん。

(特定技能在留外国人数の公表) ▶ https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00215.html

登録支援機関の更新申請は早めに。入管が更新時期の目安を提示



登録支援機関の初めての更新時期が近づくにあたり、入管から更新申請は早めに行うようにと注意喚起がありました。有効期間満了日の6カ月前（月の初日）～4カ月前（月の月末）の期間中に申請するようにとのこと。

特定技能ビザの外国人を雇用する企業は、その外国人に対して所定の支援を行うことが法定義務とされています。その支援の内容も雇用企業にとっては結構な負担になるボリュームがあるもの。

そこで、政府から認定された機関は、その支援を行うことの委託を雇用企業から受けて代行業を行ってもよいことになっています。その政府から認定され登録を受けた機関というのが「登録支援機関」といいます。

登録の有効期間は、5年間。

特定技能制度が2019年から開始され、現在2023年になり、そろそろ登録支援機関というものが認められて以来初めての更新時期が近づいてきています。

その初めての更新時期を迎えるにあたって、政府から、更新の申請を行うべき時期というものが改めて明示されました。その時期を過ぎてしまうとまた改めて新規で登録申請を行わなければならないとのことでした。

申請を行うべき時期は、

有効期間の「満了日がある月」の「6カ月前（その月の初日）」から「4カ月前（その月の月末）」まで。

注意しなければならないのは、「満了日がある月」の「3カ月前（その月の月末）」を過ぎてしまうと、更新の申請をしたとしても、登録の有効期間の満了日までに更新が認められないとのこと。もし、過ぎてしまった場合は、改めて新規の登録申請を行うようにと強く推奨する旨が示されました。

ちなみに、更新の申請についての手数料は11100円。新規の登録新鋭についての手数料は28400円です。

下記のサイトで詳細を確認してください。

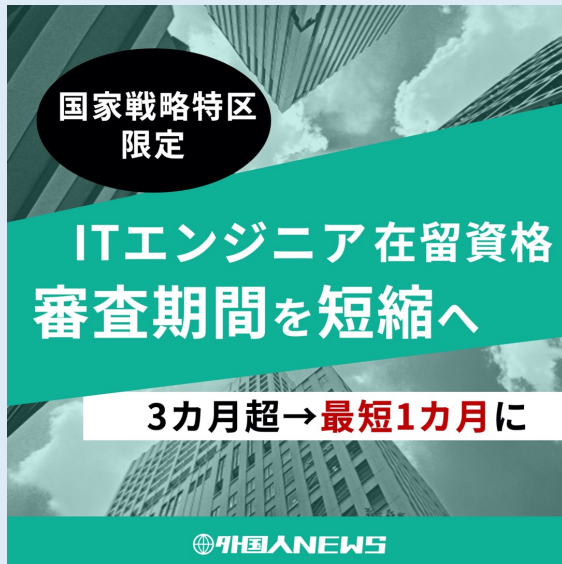
▼出入国在留管理庁：登録支援機関の登録更新申請

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00198.html

▼特定技能総合支援サイト：登録支援機関について

<https://www.ssw.go.jp/about/support/>

IT分野の就労ビザ、審査期間が短縮へ



IT分野でエンジニアとして働く外国人のビザ申請の審査期間が短縮されるとの報道がありました。

早くも今年の秋から。

もともと3カ月超かかっていたのが最短1カ月にまで短縮。国家戦略特区に指定された地域限定の扱いです。自治体が事前に雇用企業を調査するという形式をとることで審査期間を早めるとのことです。

▼日本経済新聞8/30：外国人エンジニア、在留資格の審査3カ月超→1カ月に

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA142AU0U3A810C200000/>

在留外国人に対する基礎調査の結果を公表

日本で生活・就労している外国人が抱える日常生活上・職業上の問題点を把握するために調査を実施する「在留外国人に対する基礎調査」の調査結果が出入国在留管理庁から公表されました。

日本の生活に満足していないと回答した理由として最も多いのは「給料が安い」「物価が高い」でした。もともとは日本に行けば母国の何倍もの給料を得られることが魅力ではある日本にやって来て働いている外国人にとって、急激な円安が進行して実質的に稼げる金額が目減りしてしまう現状に、日本で働くことのメリットが減っていることが浮き彫りになっていることがうかがえます。

また「外国人に対する差別がある」との回答も多かったとのこと。差別を感じた場面で最も多かったのは、家を賃貸しようとするとき、外国人だからということで大家から敬遠されたことなどが挙げられています。

現在、政府が在留外国人に対するサポート事業として行っていることについて、知っていると答えた外国人は約2割程度にとどまっている統計もありました。

(令和4年度 在留外国人に対する基礎調査) ▶ <https://www.moj.go.jp/isa/content/001402002.pdf>

特定技能の職種にタクシー運転手・バス運転手・トラック運転手が追加か

国土交通省が「特定技能」のビザで働ける対象職種に、タクシー・バス・トラックなどの運転手の仕事「自動車運送業」を追加することを本格的に検討しているとの報道がありました。追加となれば、早くも今年2023年中を目処にとのこと。

(TBS NEWS DIG 2023.9.13)

▶ <https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/720967>

特定技能外国人との雇用契約の内容を変更したときの届出が一部不要に

特定技能外国人と受け入れ企業が取り交わす雇用契約の内容を変更したとき、これまではあらゆる場合においてその都度出入国在留管理局に届出する必要がありましたが、新たに運用が変わり、その特定技能外国人にとって有益な変更であれば届出が不要になるとの入管からの発表がありました。詳細は下記リンクからご確認ください。

(出入国在留管理庁：特定技能雇用契約の変更届出が不要となる場合の取扱いについて)

▶ https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00072.html

2022年、技能実習生による転職申請が6700件も

米国大使館のサイトで6月15日にアップされた「2023年人身取引報告書（日本に関する部分）」によると、2022年に技能実習生から転職希望の申請は6700件もあったとのこと。また、この中で、国務省人身取引監理対策部は「全ての外国人労働者が雇用主や産業を変更できる公式な仕組みを確立する」とのことで、優先すべき勧告として述べている。

(在日米国大使館と領事館：2023年人身取引報告書（日本に関する部分）)

▶ <https://jp.usembassy.gov/ja/trafficking-in-persons-report-2023-japan-ja/>

保証金を預けた技能実習生の3~4割が保証金の返還がされていないと回答

外国人技能実習機構が令和4年度「帰国後技能実習生フォローアップ調査」の結果を公表。その中において、送出機関や監理団体に保証金を預けたと回答した技能実習生が、年々少なくなっているが、いまだに5%近くいるとの結果。しかもその3~4割がいまだに返還されていないと回答。また、技能実習生として日本に在留している間、受け入れ企業や監理団体などから、携帯電話の使用を禁止されたり、男女で交際することを禁止されたと回答した割合も高かった。

(外国人技能実習機構：令和4年度「帰国後技能実習生フォローアップ調査」)

▶ [https://www.otit.go.jp/files/user/\(修正\)02%20%20%20%20別添1%20R4「フォローアップ調査」概要.pdf](https://www.otit.go.jp/files/user/(修正)02%20%20%20%20別添1%20R4「フォローアップ調査」概要.pdf)

特定技能2号の対象分野が追加。介護分野以外の全ての特定産業分野が可能に

以前から報道などで政府で本格的に検討が進められていた、特定技能2号の対象分野拡大について。8月31日に出入国在留管理局のサイトにて正式に追加された旨の公表がありました。特定技能2号ビザでは、家族の帯同も可能になり、ビザの更新回数の上限もなくなるため、所定の要件を満たし在留許可が下り続けられれば、半永久的に日本に在留し続けられることとなります。

(出入国在留管理庁：特定技能2号の対象分野の追加について)

▶ https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/03_00067.html

家事支援職に従事する外国人の就労ビザ、滞在期間の上限が最長7年に延長へ

現在、東京都・大阪府・神奈川県・兵庫県・愛知県・千葉市などの国家戦略特区でのみ、家事支援職に外国人が就労することが可能になっていますが、現行、最長5年間限定での在留許可を、最長7年程度まで延長することが政府にて検討されているとの報道がでています。2023年の秋にも国家戦略特区の指針を改定するとしており、そこで発表される可能性が高いとされています。

(読売新聞オンライン 2023.7.31)

▶ <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20230731-OYT1T50160/>

令和6年度、外国人材関連に法務省が前年より大幅増額の概算要求

令和6年度概算要求で、法務省が「外国人材の受入れ・共生社会の実現」について、前年度より10,263百万円増の34,877百万円を要求しました。外国人労働者が今後さらに大幅増加していく日本社会において共生社会の実現のために「外国人支援コーディネーターの育成・認証事業」「外国人材受入れのための海外説明会の実施」などに取り組むとされています。

(法務省：令和6年度概算要求について)

▶ <https://www.moj.go.jp/content/001402039.pdf>

日本語学校卒業の留学生も、卒業後1年間就職活動ができるビザ取得可能に

これまでは、大学・専門学校の卒業生であれば、学校が優良学生と推薦する者なら卒業後も1年間「特定活動」ビザで就職活動を続けられるとされてきましたが、それが日本語学校の卒業生についても可能になる方向で政府が動いているとの報道がでています。まず国家戦略特区に指定された地域でのみの運用で、自治体が地元企業とのマッチングなどの支援を行う体制がとれており、なおかつ、直近1年間でその日本語学校が「適正校」として認定されていれば、就職活動をするための在留資格が認められるとのこと。

(読売新聞オンライン：2023.8.23)

▶ <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20230823-OYT1T50136/>

関係閣僚 コメントPick Up



新法務大臣
就任会見
令和5年9月13日

在留資格がない外国籍の子どもらに法相の裁量で「在留特別許可」を与えるという斎藤健・前法相の方針について「良いアイデアだ。考え方を引き継ぎ、実態を見ながら、より多くの子どもたちを救えるように取り組みたい」

- ▶ <https://news.yahoo.co.jp/articles/581b441000968ef9892123c4bed25148ee76001d>



法務大臣
閣議後記者会見
令和5年9月5日

特定産業分野における深刻な人手不足の対応策として、**特定技能外国人のニーズは高まっていくのではないかと認識しております。**

法務省では、特定技能制度を適切に運用するために、これまで、二国間取決め（MOC）の作成、試験実施国の拡大の推進等に取り組んできたところであります。

法務省では、深刻な人手不足対策として**特定技能制度を更に活用していただけるよう、引き続き関係省庁と連携して、力を尽くしてまいります**所存であります。

- ▶ <https://news.yahoo.co.jp/articles/581b441000968ef9892123c4bed25148ee76001d>



法務大臣
閣議後記者会見
令和5年9月1日

令和6年度予算の概算要求における重点事項としましては、～（中略）「**外国人材の受入れ・共生社会の実現**」、～（中略）～ということで、いずれも**しっかり力を入れていきたい**というふうに考えています。

- ▶ https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00440.html



外国人を「パイロット」で雇用するには？

外国人側の要件として、飛行経験（飛行時間）250時間以上あることです。250時間以上とは、「事業用操縦士技能証明」と「計器飛行証明」という、パイロットの仕事に従事する上で基礎的な資格を取得するのに、その受験資格が一定の飛行経験（飛行時間）が必要になってくるので、その2つの資格を受験できて取得した状態が、イコール、おのずと飛行経験250時間以上ある状態になってきます。

パイロットとして就職するパターンとしては、航空会社は上記に述べた2つの資格を有している操縦士を採用するのが通例です。内定が決まり、入職後は、その航空会社で必要な訓練を受けます。そして、実際に航空機を操縦するのに、航空機には色々な種類、型式がありそれぞれ操縦方法や勝手が色々異なってくるので、その航空機の型式ごとに「型式限定」という免許があり、操縦しようとする航空機の「型式限定」を取得して、晴れてまずは副操縦士として乗務が出来るということになります。

元々は、この飛行経験の時間数の要件というのは、1000時間以上が必要とされていました。それが、平成27年に、外国人パイロットの活用の促進を進める方針を日本政府が打ち出し、1000時間以上という要件を大幅緩和して現在の「250時間以上」にしたという経緯があります。

▶ 出入国在留管理庁

- https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000088.html
- <https://www.moj.go.jp/isa/applications/skilledlabor.html>
- <https://www.moj.go.jp/isa/content/001367795.pdf>



外国人雇用に関する注目ニュースやお役立ちトピックなど
初心者の方にも分かりやすく解説。



フォロワー
3100突破!

外国人を雇用する事業主、外国人雇用に関心がある事業主、日本在住の外国人の方々に親しんでいただいております。



<https://www.instagram.com/gaikokujinnews/>

※本資料を無断で複製・改変・転載・翻訳することを禁じます。本資料は信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性・完全性・最新性・網羅性・適時性等を保証するものではありません。また、本資料は外国人雇用に関心をお持ちの企業様等への情報提供のみを目的としており、本資料の利用に起因する利用者及び第三者の損害について責任は一切負いません。